

昭和54年商業統計調査



商業調査票丙の2
(飲食店用)

昭和54年6月1日

市区町村番号	基本調査区番号	商業調査区番号	商店番号

2.1. 記入に当たっては、別紙の記入注意をよく読んでください。
この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(飲食店)だけに記入してください。
3. 〇欄は商業統計調査員又は市区町村、□欄は都道府県で記入してください。

通商産業省

1. 商店名及び所在地 電話() 局 番
フリガナ
商店名
所在地 丁目 都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地 号 ビル階

2. 経営組織 会社(株式、有限、合資、合名)、団体など法人組織の商店は「1」を、
また、個人商店は「2」を○でかこんでください。 1. 法人 2. 個人

3. 商店の本店別 1. 単独店(支店を持たない商店) 2. 本店(支店を持っている商店) 3. 支店
あてはまる番号を○でかこんでください。

4. 商店の開設年 (あてはまる番号を○でかこんでください。)
1. 昭和19年以前 3. 昭和30年~47年 5. 昭和51年以後
2. 昭和20年~29年 4. 昭和48年~50年

5. 従業者数 昭和54年6月1日現在、主としてこの店の業務に従事している従業者の数で、
次のあてはまる番号を○でかこんでください。

1	1人~4人	3	10人~19人	5	30人~49人	7	100人以上
2	5人~9人	4	20人~29人	6	50人~99人		

6. 業種
あてはまる番号を○でかこんでください。
1. バー
キャバレー
ナイトクラブ
スナックバー
2. 酒場
ビヤホール
小料理屋

備考 申告者の記名及び押印

4. この調査は、統計法(昭和二十一年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店(飲食店)は申告の義務があります。
5. この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を
生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法
律により厳しく禁じられております。
6. この調査票は、調査員に一部提出してください。一部は都道府県に、一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管され
ます。

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの説明書及び業種分類表を参照しながら記入してください。

一般事項

- 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りように記入してください。
- 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
- 調査事項の欄の一部に該当があって、他は空白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

- 商店名及び所在地
商店名は略称ではなく、正規の名称を記入してください。個人商店の場合は、原則として商号又は屋号を記入しますが、それがない場合は事業主(経営者)の氏名を記入してください。
- 商店の開設年
(1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。あてはまる番号を○でかこんでください。
(2) 支店の場合は、本店の開設年でなく、この支店の開設された年を記入してください。
- 従業者数
従業者とは、昭和54年6月1日(又は、これに最も近い給与締切日)現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。従業者数を表の規模区分にしたがい、あてはまる番号を○でかこんでください。
なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めず。また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても除きます。
- 業種
下欄に掲載してある飲食店の業種分類表のうちからこの店がいずれかにあてはまる業種を選んでその番号を○でかこんでください。

飲食店の業種分類表

業種名	定義	例	示
1. バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナックバー	主として洋酒及び料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる店	バー、キャバレー、ナイトクラブ、カフェー、サロン、スナックバー	
2. 酒場、ビヤホール、小料理	大衆的設備を設け、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる店	大衆酒場、やきとり屋、おでん屋、もつやき屋、のみ屋、酒販、ビヤホール	